
中札内村障がい福祉計画

第7期 障がい福祉計画、障がい児福祉計画

〔 令和6年度～令和8年度 〕

中札内村

目次

第1章 計画策定の基本的考え方	3
Ⅰ 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景	3
2 現状と課題	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間及び見直しの時期	5
5 計画の作成体制	5
Ⅱ 計画の基本的理念	6
Ⅲ 計画の達成状況の点検及び評価	7
第2章 障がい者福祉の現状	7
Ⅰ 障がい者の状況	7
1 身体障がい者の状況	8
2 知的障がい者の状況	10
3 精神障がい者の状況	11
4 発達障がい	11
5 難病（特定疾患）	12
6 高次脳機能障がい	12
Ⅱ 雇用・就労の状況	13
1 雇用の状況	13
2 高等養護学校等卒業者の進路動向	14
Ⅲ 障害福祉サービス利用の状況	15
1 在宅サービス利用の状況	15
2 通所サービス利用の状況	18
3 居住系サービス利用の状況	20
4 障害児通所支援利用の状況	21
5 計画相談支援利用の状況	22
6 その他の主なサービス	23
Ⅳ 障がい者に関わる事業	23
第3章 令和8年度に向けた成果目標に対する取り組み	28
Ⅰ 福祉施設の入所者の地域生活への移行	28
Ⅱ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	28
Ⅲ 地域生活支援の充実	28
Ⅳ 福祉施設から一般就労への移行	28

V	障がい児支援の提供体制の整備.....	28
VI	相談支援体制の充実・強化等.....	29
VII	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	29
第4章	各種サービスの見込量及び見込量確保のための方策等.....	31
I	障害福祉サービス.....	31
1	在宅サービス.....	31
2	日中活動系サービス.....	33
3	居住系サービス.....	39
4	補装具.....	40
II	地域生活支援事業.....	41
1	必須事業.....	42
2	その他の事業.....	47
III	村の施設入所者への支援体制の整備.....	48

(参考資料)

中札内村自立支援協議会委員名簿

第1章 計画策定の基本的考え方

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

国は平成18年4月1日に「障害者自立支援法」を施行し、①「障がい者施策を3障がい一元化」（3障がいの制度格差を解消し、精神障がい者を対象としたもの）、②「利用者本位のサービス体系に再編」（33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編）、③就労支援の抜本的強化（新たな就労支援事業を創設）、④支給決定の透明化、明確化（支援の必要度に関する客観的な尺度として障がい程度区分を導入、審査会の意見聴取など支給決定のプロセスを透明化）、⑤安定的な財源の確保（国の費用負担の責任を強化、利用者も応分の費用を負担する仕組み）の5本柱の改正を行いました。

その後、平成25年4月1日に「障害者自立支援法」に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行され、これまで制度の谷間で福祉サービスを利用することに制限があった難病患者等が障がい者の範囲に加えられました。また、心身の状態を総合的に示す物差しであった「障がい程度区分」に代わり、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる支援の標準的な度合いを示すことのできる仕組みとして「障害支援区分」の仕組みが導入され、知的障がいや精神障がい、発達障がいに関する支援の度合いが、これまで以上に正確に反映されることとなりました。

市町村、道、国が一体的に障がい者福祉施策に取り組むため、またその基礎的なデータを積算するために、市町村は年度ごとの障害福祉サービスや地域生活支援事業の必要量を見込み、それを確保するための手立てなどを定めた「障がい福祉計画」の策定が義務付けられています。中札内村では平成18年度に「第1期障がい福祉計画」を策定し、それ以降、3年毎に計画の見直しや検証を行いながら「第6期障がい福祉計画」（令和3年度～令和5年度）に基づいて障がい福祉施策に取り組んでいます。

2 現状と課題

今回、「第7期障がい福祉計画」を策定するにあたり、18歳未満と18歳以上の本人、又は介助者及び在宅でお世話をしている方を対象にアンケートを実施しました。

18歳未満へのアンケート結果では、「現在の生活の中で困っていること、不安に思っていること」の回答において、将来生活する住まいに関しての不安が表れており、「将来どのように暮らしてほしいか」という問いに対して、保護者は「アパート等での一人暮らし」と希望する割合が58%と最も高く、3年前の36%と比較して地域で自立した生活を希望する割合が増加傾向にあります。

「障がい者福祉施策の充実に希望すること」としては、複数回答で「相談支援の窓口

の充実」と「療育と教育の充実」を求める声がともに64%と最も高く、次いで「災害時や救急時の支援」が45%となっています。

お世話をしている方の「お世話を分担できる人がいるか」の問いに対し、「お世話を分担できる人は不在」という結果が40%となり、お世話をしている方が不在となった際の本人の生活が懸念されます。

次に18歳以上へのアンケート結果において、住まいに関するものでは「今後3年以内にどのような暮らしをしたいか」という問いに対して、60%の方が「家族と一緒に暮らしたい」と回答され、そのためには日常の相談支援が必要であるとの声が上がっています。

「障がい者の就労支援として必要なこと」という問いに対しては、60%の方が「職場の理解が必要」と回答されました。安心して働くためには、障がいの特性や支援の程度など個々に応じた支援が必要であるといった職場全体の理解が求められています。

近年増加する災害に関する問いでは、「災害時に一人で避難できるか」について、35%の方が「できない」、「わからない」と回答され、災害時に困ることとして「自分の意志をうまく伝えられるか」、「避難場所の設備や生活環境が不安」、「集団生活が難しい」といった避難時における懸念の声が30%程度表れています。

障がいのある人を差別や虐待から守る「権利擁護」や、また意思決定に不安がある方に対する支援である「成年後見制度」といった基本的人権に関する認知度については、全ての年代において「権利擁護について詳しく知りたい」、「成年後見制度の内容を知らない」との回答が多数を占めています。

以上、主なアンケート結果を踏まえ、中札内村の障がい福祉施策を充実させるために、村が設置する「中札内村基幹相談支援センター」においてさまざまな相談支援を進めるほか、今後はさらに「地域生活支援拠点」の体制を整備し、緊急時の支援や、地域全体で障がい者を支える社会の構築が必要であると捉えています。

そして、本村における地域の実態や当事者の思いを受け止めることにより、安心と生きがいを持って地域で暮らせる多様な社会の実現に結び付くと考えます。

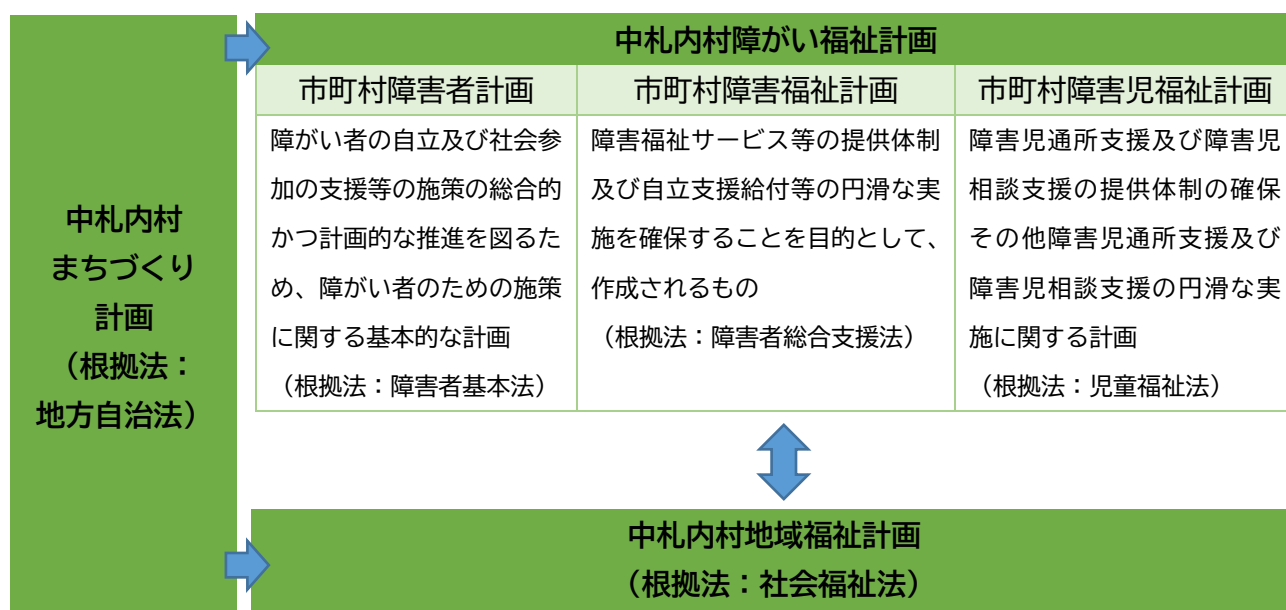
3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に定める基本計画である「市町村障がい者計画」と、障害者総合支援法に定める実施計画である「市町村障がい福祉計画」、児童福祉法に定める「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、村の計画行政の指針であり、村民のみなさんとの協働によるまちづくりの行動計画となる「中札内村まちづくり計画」に即したものとするとともに、社会福祉法に定められた自治体の地域福祉計画である「中札内村地域福祉計画」での、障がい者等の福

祉に関する事項と明確に関連づけられた内容となっています。

計画の位置づけ



4 計画の期間及び見直しの時期

第7期障がい福祉計画は、令和8年度末に向けて国の基本指針に定める成果目標を基本とした取り組みを展開するとともに、そこに至るまでの位置付けとして、令和6年度から令和8年度までの3年間の障害福祉サービス又は地域生活支援事業、障がい児支援サービスの見込み量等を定めます。

ただし、今回の計画策定以降に国及び道の計画の見直し等が実施された場合は、期間中であっても計画を見直す可能性があります。

5 計画の作成体制

本計画の作成にあたっては、関係機関の協力を得るとともに、計画を地域の実情に合った内容のものとするために、公募による地域住民、事業者、教育等の、幅広い分野の関係者で構成する自立支援協議会を設置して意見の集約を図りました。また、障がい者の生活実態や福祉施策に関する意見等を把握するため、65歳未満の障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証所持者）と障がい児、また自立支援医療受給者証所持者を対象にしたアンケート調査を令和5年8月に実施しました。さらに、パブリックコメント^(*)により、地域住民の意見の反映の場を設けています。

(*) パブリックコメント：計画などを作成する際に、計画の案と資料を公表して意見などを募集し、いただいた意見などを考慮して計画を決定するとともに、意見などについての考え方を公表することです。

Ⅱ 計画の基本的理念

国は、市町村及び都道府県が計画を定めるにあたり、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和５年５月１９日大臣告示）を示しています。その中において掲げる成果目標は以下のとおりです。

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

これらを踏まえたうえで「第５次中札内村地域福祉計画」の基本理念及びアンケートの結果に基づき、以下の３点を基本理念としました。

基本理念１ 多様性を尊重した地域共生社会の創造

- ・個々の障がいの特性に対する理解や支援方法の啓発により、差別や偏見、社会的な孤立やひきこもり等をなくしすべての人が暮らしやすい社会を創造します。
- ・緊急時や災害時はもちろんのこと、平常時においても家族だけでなく地域の理解・協力など誰もが助け合える地域を目指します。

基本理念２ 当事者の声を反映した相談支援・サービスの提供

- ・相談窓口において、障がいに関する相談のほか、それに関連した生活に関する悩みや不安、社会での生きづらさなど、それぞれの課題に対する相談に応じます。
- ・現状のサービスの検証や、当事者のニーズを聞き取り、施策への反映・改善を検討します。

基本理念３ 生涯にわたり生活できる体制の整備

- ・幼少期からの発達課題に対する早期発見・早期対応により、個々の成長に応じた発達支援を行います。
- ・教育課程から社会への自立を目指すため、地域での就労や社会活動につながるよう理解啓発を進めます。
- ・地域生活支援拠点や成年後見人制度など、生涯にわたる生活を支援する体制を整備します。

Ⅲ 計画の達成状況の点検及び評価

各年度での各種サービスの見込み量について、自立支援協議会で達成状況を点検・評価するとともに、評価結果に基づく対策などを検討し、取り組みへの反映を行うものとなります。

第2章 障がい者福祉の現状

障害者総合支援法に基づくサービスの対象者は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む）、障がい児に、難病等の患者です。

本章では、これらの障害福祉サービス対象者の雇用・就業状況、サービスの利用状況により障がい者福祉の現状を把握します。

I 障がい者の状況

〔障がい者の全体数〕

村が援護している身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の3区分による令和5年11月末現在の障がい者数は、身体障がい者175人、知的障がい者55人、精神障がい者38人となっています。これを総人口千人当たりの人数で見ると、身体障がい者44.9人、知的障がい者14.1人、精神障がい者9.8人で、身体障がい者、知的障がい者の人口千人当たりの人数が国の数値を上回っている一方で、精神障がい者の人数は大きく下回っています。国の割合をそのまま中札内村の人口に当てはめると、精神障がい者の数は100人を超えるため、受診につながっていない方や、障害者手帳の取得までには至っていない方で、支援を必要としている方がまだまだ多いと思われます。

複数の障がいを併せ持つ方や、特定疾患を有する方等を考慮しない概数ですが、村民の6.9%の方が何らかの障がいを有していることになります。これは国の数値9.2%を若干下回っています。

障がい者の全体数

	総数(人口千人当たり)	参考:国(千人当たり)	施設サービス利用者	共同生活援助利用者
総人口	3,894 人			
身体障がい者	175 人(44.9 人)	436 万人(34 人)	0 人	2 人
18 歳未満	3 人			
18 歳以上	172 人			
知的障がい者	55 人(14.1 人)	109 万 4,000 人(9 人)	5 人	6 人
18 歳未満	14 人			
18 歳以上	41 人			
精神障がい者	38 人(9.8 人)	614 万 8,000 人(49 人)	0 人	2 人

()内数字は、総人口千人当たりの人数

手帳所持者数(令和5年11月末)

参考:国「令和5年版 障害者白書」による人口千人当たりの人数

村民全体に対する障がい者の割合は、令和5年11月末時点の住民基本台帳人口に対する割合

1 身体障がい者の状況

身体障害者手帳を所持されている方は、令和5年11月末現在で175人と、前回計画策定した令和2年度に比べ8人減っています。

また、障がい種別では「視覚障がい」9人、「聴覚・言語障がい」16人、「肢体不自由」97人、「内部障がい」53人と、前回策定時と変わらず肢体不自由の方が最も多く、次いで内部障がいの方が多くなっています。

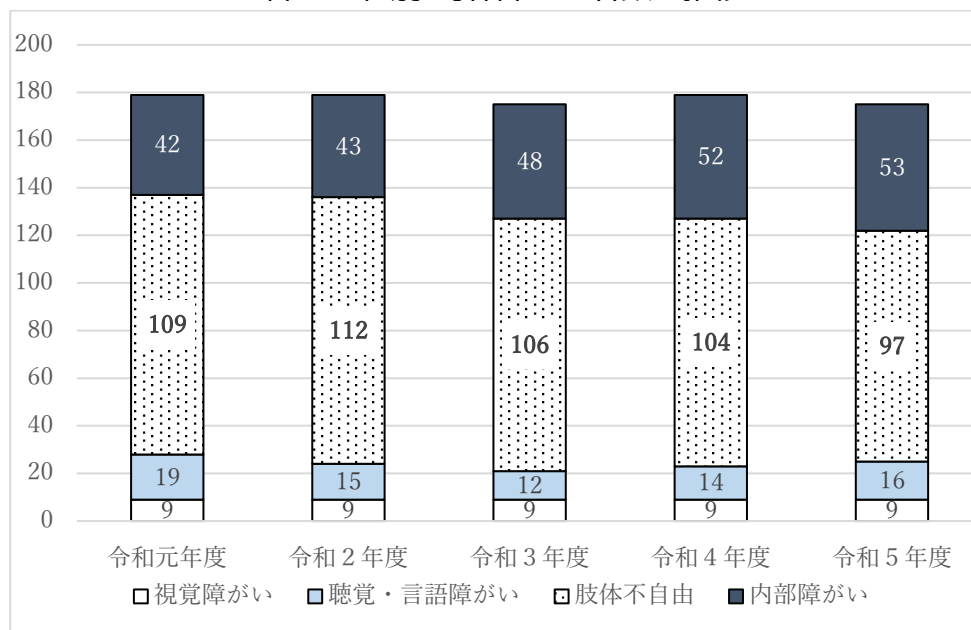
年齢区分別

年齢区分別では、「0～17歳」3人、「18～39歳」5人、「40～64歳」26人、「65歳以上」141人と「65歳以上」が最も多くなっています。

等級別

等級別では、1・2級の重度の方が83人で約5割を占めており、障がいが重度化の傾向にあります。

障がい種別・身体障がい者数の推移



*

〔資料：身体障害者手帳交付者名簿(令和元年度～令和4年度は3月末現在、令和5年度は11月末現在)〕

障がい種別・年齢区分別の状況

	視覚障がい		聴覚・言語障がい		肢体不自由		内部障がい		計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
0～17 歳	0	0.0	1	6.3	1	1.0	1	1.9	3	1.7
18～39 歳	0	0.0	0	0.0	3	3.1	2	3.8	5	2.9
40～64 歳	3	33.3	2	12.5	17	17.5	4	7.5	26	14.9
65 歳以上	6	66.7	13	81.2	76	78.4	46	86.8	141	80.5
計	9		16		97		53		175	

〔資料：身体障害者手帳交付者名簿(令和5年11月末現在)〕

障がい種別・等級別の状況

	視覚障がい		聴覚・言語障がい		肢体不自由		内部障がい		計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
1 級	2	22.2	0	0.0	20	20.6	39	73.6	61	34.9
2 級	2	22.2	4	25.0	16	16.5	0	0.0	22	12.6
3 級	0	0.0	2	12.5	9	9.3	6	11.3	17	9.7
4 級	0	0.0	9	56.3	32	33.0	8	15.1	49	28.0
5 級	5	55.6	0	0.0	13	13.4	0	0.0	18	10.3
6 級	0	0.0	1	6.2	7	7.2	0	0.0	8	4.5
計	9		16		97		53		175	

〔資料：身体障害者手帳交付者名簿(令和5年11月末現在)〕

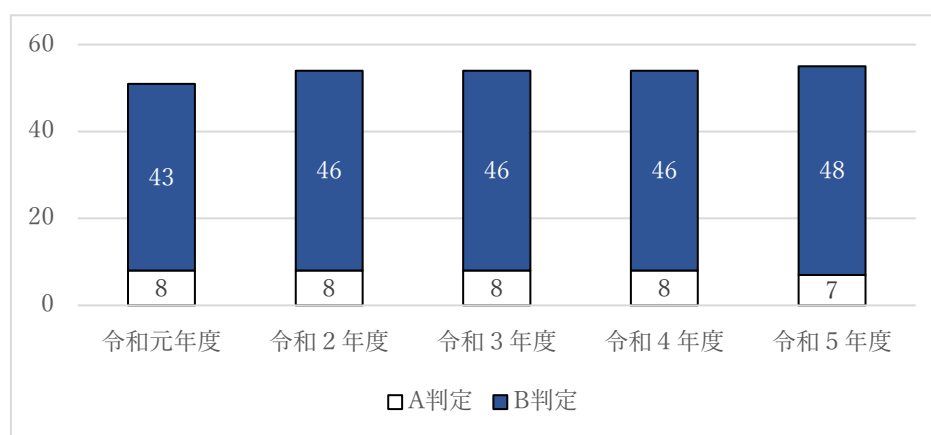
2 知的障がい者の状況

療育手帳を所持されている方は、令和5年11月末現在で55人と前回計画策定時の令和2年度から増減はありません。その内訳は、「A判定」7人、「B判定」48人となっています。

年齢区分別

年齢区分別では、「0～17歳」14人、「18～39歳」21人、「40～64歳」18人、「65歳以上」2人と18～39歳が最も多くなっています。

障がいの判定区分別・知的障がい者数の推移



〔資料：療育手帳交付者名簿（令和元年度～令和4年度は3月末現在、令和5年度は11月末現在）〕

障がいの判定区分別・年齢区分別の状況

	A 判定		B 判定		計	
	人	%	人	%	人	%
0～17 歳	2	28.6	12	25.0	14	25.5
18～39 歳	0	0.0	21	43.8	21	38.2
40～64 歳	5	71.4	13	27.1	18	32.7
65 歳以上	0	0.0	2	4.1	2	3.6
計	7		48		55	

〔資料：療育手帳交付者名簿（令和5年11月末現在）〕

《 障がい判定区分の説明 》

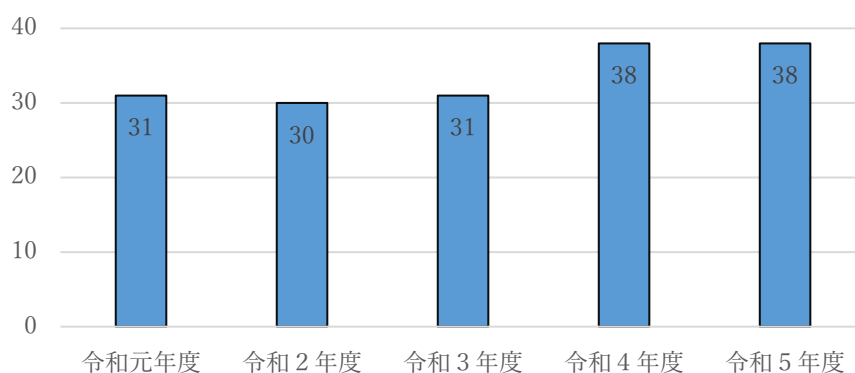
- ・A判定 = 重度の方
- ・B判定 = それ以外の方

3 精神障がい者の状況

精神の疾患をもつ方の正確な数値を把握することができないため、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方の人数を精神障がい者数として把握しています。

令和5年11月末現在では、手帳所持者は38人となっており、年々増加しています。

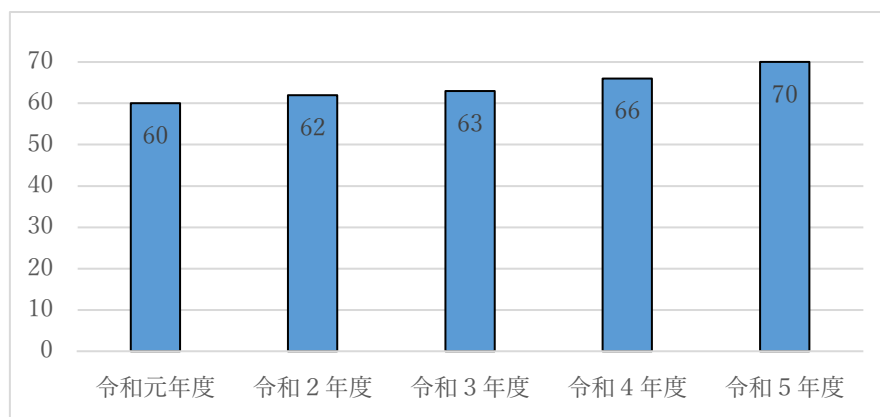
精神障がい者数の推移



〔資料：精神障害者保健福祉手帳（令和元年度～令和4年度は3月末現在、令和5年度は11月末現在）〕

また、精神疾患による通院治療で公費負担制度（自立支援医療）を利用している方は、年々増加しています。

自立支援医療（精神通院）利用者の推移



〔資料：公費負担申請書（令和元年度～令和4年度は3月末現在、令和5年度は11月末現在）〕

4 発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と

定義されており、障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の対象として規定されています。

発達障がいとは外見からはわかりにくく、その障がいの状態もそれぞれで、はっきりと診断や判定されることが難しいため、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていません。

5 難病（特定疾患）

難病（特定疾患）とは、原因不明で、治療方法の未確立など治療がきわめて困難で、症状も慢性に経過し後遺症を残して社会復帰が難しく、その上、症例が少ないことから全国的規模での研究が必要な疾患です。障害者総合支援法では、366疾病を特定疾患として定め、障害者手帳を所持していなくても必要なサービスを受けることができます。

6 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの脳血管疾患や交通事故等による頭部の怪我など、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなど）を主な症状として、日常生活や社会生活が制約されますが、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」と言われています。

精神障害者保健福祉手帳の所持にかかわらず、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていますが、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、正確な人数を把握できていません。

Ⅱ 雇用・就労の状況

法定雇用率とは

障がい者が地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる共生社会を実現するため、民間企業、国、地方公共団体は、法定雇用率に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされています。

今後、障がい者の活躍の場の拡大に向け、法定雇用率は次のように変わります。

障がい者の雇用率

対象	現行	令和6年4月以降	令和8年7月以降
民間企業	2.3%	2.5%	2.7%
国及び地方公共団体	2.6%	2.7%	3.0%
都道府県等の 教育委員会	2.5%	2.6%	2.9%

1 雇用の状況

(1) 村内事業所における障がい者の雇用状況（推移）

村内事業所における障がい者の雇用は、令和5年6月1日付調査で5事業所18人となっています。

村内事業所における障がい者の雇用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
雇用障がい者数(人)	20.5	18.5	15.5	18
雇用事業所数(社)	5	4	4	5

〔資料：北海道労働局雇用対策課調査より〕

＊雇用障がい者数：重度障がい者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしています。

また、短時間労働の障がい者（週20時間以上、30時間未満）を0.5人、短時間労働の重度障がい者を1人としてカウントしています。

（２）中札内村役場における障がい者の雇用状況

中札内村役場における障がい者の雇用は、令和５年１１月末現在で１人となっており、法定雇用率を満たしていません。

中札内村役場における障がい者の雇用状況

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
職員数(人) ①		116	136	145	139	146
障がい者数	身体障がい者(人) ②	1	1	1	1	1
	知的障がい者(人) ③	0	0	0	0	0
	精神障がい者(人) ④	0	0	0	0	0
	計(人) ⑤ (②+③+④)	1	1	1	1	1
実雇用率(%) (⑤÷①)×100		0.86%	0.74%	0.69%	0.72%	0.68%

〔資料：総務課調べ〕

*法定雇用率：「障がい者の雇用の促進等に関する法律」では、地方公共団体は2.6%となっています。
これを人数の割合に直すと、40人以上規模の会社で雇用義務が発生します。
中札内村役場の場合は、令和５年度の実雇用率は0.68%ですが、職員数146人×2.6% = 3.79人となり、端数は切り捨てとなりますので3人以上の雇いで法定雇用率を満たすことになります。

２ 高等養護学校等卒業者の進路動向

高等養護学校卒業者の進路動向については、大きく「就職」「入所施設」「通所施設」「その他（家事従事など）」に分かれます。

本村には、中学校の特別支援学級や養護学校を卒業した知的に障がいのある生徒が進学する「北海道中札内高等養護学校」が、昭和５８年に開校しています。（令和５年度の生徒数は１１５人、そのうち本村出身者は１人）近年の卒業者の進路動向をみると、一般就労が増加傾向にあります。

高等養護学校卒業者の進路動向

	令和元年度卒	令和２年度卒	令和３年度卒	令和４年度卒
就職(人)	10	8	6	16
入所施設(人)	0	0	0	1
通所施設(人)	20	12	24	21
その他(人)	1	4	6	1
卒業生計(人)	31	24	36	39

〔資料：中札内高等養護学校要覧〕

Ⅲ 障害福祉サービス利用の状況

障がい者又は障がい児（以下、「障がい者等」とします）を対象にした福祉サービスの推移について、令和元年度からの在宅サービス、施設サービスの利用実績（量）と、その他の事業について事業内容をまとめました。

本村では、新たに障害者手帳を取得した方等へ各種福祉サービスについてまとめたチラシを配布し、各種サービスの周知とその普及・啓発に努めています。

1 在宅サービス利用の状況

村の在宅サービス提供事業所には、「ヘルパーステーション夢といろ」があり、居宅介護・重度訪問介護を実施しています。また、身体障がい者のショートステイ（独自施策）は、村にサービスを提供している事業所がないため、社会福祉法人ポロシリ福祉会へ委託しています。

（１）居宅介護、行動援護、重度訪問介護

令和5年11月末における居宅介護の利用者は身体障がい者1人、知的障がい者2人、精神障がい者1人が利用中で、今後利用者の増加が見込まれます。

居宅介護の利用状況

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 11月末
身体介護	身体障がい者	利用実人数(人/月)	2	1	1	1	1
		利用時間(年間)	228	116	220	6	12
		1人あたり利用時間(利用月)	16.3	14.5	18.3	3	4
	知的障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	精神障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	障がい児	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 11月末
家事援助	身体障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	知的障がい者	利用実人数(人/月)	1	1	1	1	1
		利用時間(年間)	65.3	66	60	68.3	48
		1人あたり利用時間(利用月)	5.4	5.5	5.5	5.7	6
	精神障がい者	利用実人数(人/月)	2	2	2	2	2
		利用時間(年間)	223.5	230.8	223.3	195	84
		1人あたり利用時間(利用月)	9.3	9.6	9.3	8.1	7.6
	障がい児	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0

行動援護については、令和5年度に利用していた方が転出しています。

行動援護の利用状況

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 11月末
行動援護	身体障がい者	利用実人数(人/月)	1	1	1	1	1
		利用時間(年間)	210	128	78	5	15
		1人あたり利用時間(利用月)	17.5	14.2	11.1	5.0	7.5
	知的障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	精神障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	障がい児	利用実人数(人/月)	1	0	0	0	0
		利用時間(年間)	114.5	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	11.5	0	0	0	0

重度訪問介護は、本人との意思疎通や身の回りの世話全般や見守りを含む支援であるため、利用時間数が長くなっています。今後も継続した利用が見込まれます。

重度訪問介護の利用状況

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 11月末
重度訪問介護	身体障がい者	利用実人数(人/月)	2	1	2	2	2
		利用時間(年間)	5,883.5	6,096	9,049.5	10,318	6,259
		1人あたり利用時間(利用月)	245.1	508.0	430.9	429.9	391.1
	知的障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	精神障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	障がい児	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0

(2) 移動支援（地域生活支援事業）

移動支援は、令和3年度から利用者がありません。

移動支援の利用状況

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 11月分
移動 支援	身体障がい者	利用実人数(人/月)	1	0	0	0	0
		利用時間(年間)	25	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	3.6	0	0	0	0
	知的障がい者	利用実人数(人/月)	1	1	0	0	0
		利用時間(年間)	145	4.5	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	12	4.5	0	0	0
	精神障がい者	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0
	障がい児	利用実人数(人/月)	0	0	0	0	0
		利用時間(年間)	0	0	0	0	0
		1人あたり利用時間(利用月)	0	0	0	0	0

(3) ショートステイ（独自施策）

身体障がい者のショートステイは、社会福祉法人ポロシリ福祉会へ委託し、村の独自施策として実施していますが、令和元年度からは利用がありません。

2 通所サービス利用の状況

令和5年11月末現在、中札内村の方が利用されている通所サービスには、就労継続支援、就労移行支援などの訓練等給付（帯広市、幕別町、更別村、中札内村）と、地域生活支援事業の日中一時支援（帯広市）、地域活動支援センターへの通所（帯広市）などがあります。また身体障がい者のデイサービスは、社会福祉法人ポロシリ福祉会へ委託し、村の独自施策として実施しています。

(1) 訓練等給付（就労継続支援、就労移行支援）

訓練等給付のサービス利用者は年々増加しており、令和4年度では就労移行支援、就労継続支援合わせて23人の利用がありましたが、令和5年11月末時点では2人利用しています。

就労移行支援は、期間を2年と区切り、一般就労（就職）を目指す訓練です。就労継続支援B型事業所は利用の際に雇用契約を結びませんが、就労継続支援A型事業

所では雇用契約を結び最低賃金を支払うのが特徴です。

村外の事業所へ通所する方には交通費の半額助成を行っています。

訓練等給付の利用状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 11月分
身体障がい者	就労移行支援(人)	0	0	0	0	0
	就労継続支援A型(人)	0	0	0	0	0
	就労継続支援B型(人)	0	0	0	1	1
知的障がい者	就労移行支援(人)	2	2	1	1	1
	就労継続支援A型(人)	6	6	6	5	6
	就労継続支援B型(人)	3	4	6	7	7
精神障がい者	就労移行支援(人)	1	0	1	1	0
	就労継続支援A型(人)	0	2	3	2	2
	就労継続支援B型(人)	2	3	3	6	5
計		14	17	20	23	22

(2) 日中一時支援（地域生活支援事業）

日中一時支援は、日中活動の場を提供し在宅の障がい児・者及びその家族の介護の負担の軽減を図ります。村内には事業所がないため、帯広市や音更町の事業所を利用しており、事業所の送迎もしくは家族の送迎により利用をしています。近年は、利用者が減少しています。

日中一時支援の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 11月分
身体障がい者(人)	1	1	1	1	0
知的障がい者(人)	3	3	2	0	0
障がい児(人)	5	6	5	3	1
計	9	10	8	4	1

（３）地域活動支援センター（地域生活支援事業）

障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する通所施設です。村内には事業所がないため、利用者は帯広市の事業所へ通所しており、交通費の半額助成を行っています。

地域活動支援センターの利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 11月分
身体障がい者(人)	0	0	0	0	0
精神障がい者(人)	2	1	1	1	1
計	2	1	1	1	1

（４）デイサービス（独自施策）

デイサービスは、ショートステイと同様に独自施策として村内の老人福祉施設を利用する形で実施していますが、令和元年度からは利用がありません。

3 居住系サービス利用の状況

村からの十勝管内、管外の施設入所支援利用者は令和5年度11月末現在で8人、共同生活援助の利用者は9人となっています。どちらも利用数は横ばいとなっており、今後も継続した利用が見込まれます。

（１）施設入所支援

施設入所支援の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 11月分
身体障がい者(人)	1	1	1	0	0
知的障がい者(人)	8	8	8	8	8
計	9	9	9	8	8

(2) 共同生活援助

共同生活援助の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 11月分
知的障がい者(人)	6	6	5	4	5
精神障がい者(人)	3	2	2	2	2
身体障がい者(人)	2	2	2	2	2

村内の障がい者施設

村内では、社会福祉法人ポロシリ福祉会が障害者支援施設・共同生活援助を運営しています。令和3年度ひばり荘と令和4年度かしわ荘を建替えました。

村内施設の状況

名 称	区 分	入所定員 (人)	運営主体
中札内みのり園	障害者支援施設(施設入所支援、生活介護、短期入所)	40	社会福祉法人 ポロシリ福祉会
中札内のぞみ園	障害者支援施設(施設入所支援、生活介護)	40	
ひばり荘	共同生活援助	7	
かしわ荘	共同生活援助	7	
さくら荘	共同生活援助	6	

(令和5年11月末現在)

4 障害児通所支援利用の状況

現在利用されている障害児通所支援には、児童発達支援と放課後等デイサービスがあります。児童発達支援では、日常生活における基本的な動作や、知識技能の獲得の支援をします。放課後等デイサービスは、放課後等の居場所の提供と療育支援を行います。

中札内村では、「南十勝こども発達支援センターむうく」の他、帯広市の障害児通所支援事業所が利用されていますが、利用者は徐々に減少しています。

障害児通所支援の利用状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 11月分
障害児通 所支援	児童発達支援(人)	1	1	0	0	0
	放課後等デイサービス(人)	5	8	5	2	2

発達障がい施設

発達障がい施設等は村内にはなく、村外の共同運営施設を利用しています。令和5年11月末時点では、大樹町の南十勝こども発達支援センターむうくに、乳幼児6人、小学生12人が通所しています。通所は遠距離のため、通所費、利用料の半額を助成しています。

施設サービスの利用状況(障がい児)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 11月分
乳幼児(人)	15	9	8	11	6
小学生(人)	16	10	7	5	12
中学生(人)	3	1	1	1	0
計	34	20	16	17	18

〔資料:南十勝こども発達支援センター 通所実績より〕

5 計画相談支援利用の状況

障害福祉サービスを利用するすべての方に対しサービス等利用計画を作成することとなり、計画相談又はセルフプランによって計画作成をしています。中札内村には、中札内みのり園と、村が設置する基幹相談支援センターの2つの指定特定相談支援事業所があり、また村外の福祉サービスを利用されている方には、近郊の相談支援事業所を紹介するなど、サービス等利用計画作成（計画相談支援）を進めています。

計画相談支援の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 11月分
計画相談支援(人)	21	26	24	29	31
介護保険ケアプラン(人)	1	1	2	2	2
セルフプラン(人)	23	20	22	14	11
計	45	47	48	45	44

6 その他の主なサービス

(1) 補装具の交付・修理（自立支援給付）

- 対 象 者 身体障害者手帳を所有している障がい児及び障がい者の方
- 内 容 身体障害者手帳に記載されている障がいの段階に応じて補装具を交付又は修理
世帯の構成員の課税状況により負担基準月額を決定し給付
- 主なもの 義肢・義足・義眼・補聴器・車いす・電動車いす・歩行器、歩行補助杖等

IV 障がい者に関わる事業

障害者総合支援法に基づく各種の支援策のほかに、利用者の特性や多様なニーズに対応するために村の独自のサービスや国・道からの補助金を受けて実施している事業を有効的に活用して、障がい者(児)の地域での生活を支援していきます。

事業の実施にあたっては、関係団体・社会福祉法人・援護市町村等との協議を進め、利用者個々の状況やニーズに対応した柔軟な形態や運用を図っていきます。

1 村単独事業（村負担）

(1) 福祉移送サービス事業

- 対 象 者 身体障害者手帳の1・2級に該当する方及び療育手帳のA判定・精神障害者保健福祉手帳の1・2級に該当する方で公共交通機関を利用することが困難な方
- 内 容 村内での通院や買物・各種の行事への参加などのための送迎を無料で実施。
なお、会員登録が必要で利用の2日前までに予約が必要
- 利用限度 年間120回（片道）を限度とし1回の利用時間は45分以内

(2) 通院タクシー交通費助成事業

- 対 象 者 身体障害者手帳の1・2級に該当する方及び3級以上の聴覚障がい者の方で公共交通機関を利用して通院することが困難な方
療育手帳のA判定・精神障害者保健福祉手帳の1・2級に該当する方で単独での移動が困難で単独での公共交通機関の利用が困難な方
人工透析等の通院で公共交通機関の利用が困難な方
- 内 容 1回の助成額は、医療機関までの片道1回のタクシー料金の4分の3の額（100円未満切捨て）
- 利用限度 月4回で、人工透析等通院者は週6回を限度

(3) 心身障害児療育施設通園交通費等助成事業

- 対 象 者 機能回復等療育訓練のための療育施設に通園する障がい児
南十勝こども発達支援センター・児童発達支援、放課後等デイサービス等
の通所施設
- 内 容 施設利用料の助成額 2分の1の額（10円未満切捨て）
交通費の助成額 施設までの公共交通機関利用料の2分の1の額（10
円未満切捨て）自家用車で送迎している場合も同額を助成

(4) 在宅障害者通所施設交通費助成事業

- 対 象 者 在宅の精神障がい者及び知的障がい者並びに身体障がい者の方で、社会
復帰を目的とし通所施設へ通所している方
- 内 容 交通費の助成額 施設までの公共交通機関利用料の2分の1の額（10
円未満切捨て）自家用車で送迎している場合も同額を助成

(5) 心身障害児・者生活支援事業

- 対 象 者 在宅の重度の心身障がい児・者の方
- 内 容 生活支援事業（デイサービス事業・ショートステイ事業）の利用
利用者負担は、身体障害者福祉法施行細則第16条第2項及び知的障害
者福祉法施行細則第29条に規定されている費用を負担

2 地域生活支援事業（国1／2、道1／4、村1／4負担事業）

(1) 相談支援事業

- 対 象 者 障害者総合支援法に基づく障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者
等の介護を行う方
- 内 容 障がい児・者の方が自立した日常生活・社会生活を営むことのできるよう
福祉サービスの利用の相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のため
に必要な援助
利用者の負担は無料

(2) 成年後見制度利用支援事業

- 対 象 者 障害者総合支援法に基づく障がい者等
- 内 容 成年後見制度の説明や申立てに対する関係機関の紹介
報酬の全部又は一部を助成
入所施設等により月額上限額を設定

(3) 理解促進研修・啓発事業

対 象 者 中札内村及び近郊の住民（障がい当事者、家族含む）、障がい支援関係者等

内 容 住民の障がい者福祉に関する理解が促進するよう、一定のテーマを定めて、研修、講演会を開催

(4) コミュニケーション支援事業

対 象 者 障害者総合支援法に基づく、聴覚・言語機能・音声機能その他の障がいのため意思疎通に支障のある障がい者及び障がい児の方

内 容 障がい児・者が他の者と意思疎通を図るための手話通訳者等の派遣
利用者の負担は無料

(5) 日常生活用具給付等事業

対 象 者 障害者総合支援法に基づく在宅の重度身体障がい児・者及び知的障がい児・者並びに精神障がい者の方

内 容 自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与
福祉サービスの利用料金と地域生活支援事業の費用負担を合算した額が次の月額負担上限額を超える部分を減免

村民税非課税世帯 月額負担上限額 0 円

村民税課税世帯 月額負担上限額 37,200 円

主なもの 特殊寝台・入浴補助具・ポータブルトイレ・頭部保護帽・歩行支援用具・酸素ボンベ運搬車・点字器・吸入器・たん吸引機・ストマ装具（人工肛門・人工膀胱の補装具）・紙おむつ・収尿器・住宅改修費等

(6) 移動支援事業

対 象 者 屋外での移動に困難のある聴覚障がい児・者及び両上肢・両下肢の機能の障がい者を有する者並びに知的障がい児・者、精神障がい者の方

内 容 外出の際の移動の介護

個別支援型とグループ支援型の2つの事業

個別支援型 マンツーマンでの支援

グループ支援型 複数の方への同時支援

利用者負担 原則1割負担

福祉サービスの利用料金と地域生活支援事業の費用負担を合算した額が次の月額負担上限額を超える部分を減免

村民税非課税世帯 月額負担上限額 0 円

村民税課税世帯 月額負担上限額 37,200 円

(7) 日中一時支援事業

対 象 者 障害者総合支援法に基づく、心身障がい児・者の方の家族及び日常的に介護している保護者

内 容 心身障がい児・者の日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している保護者の一時的な休息時間を確保し、身体的・精神的な軽減

利用者負担 原則 1 割負担

福祉サービスの利用料金と地域生活支援事業の費用負担を合算した額が次の月額負担上限額を超える部分を減免

村民税非課税世帯 月額負担上限額 0 円

村民税課税世帯 月額負担上限額 37,200 円

(8) 地域活動支援センター事業

対 象 者 障害者総合支援法に基づく、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者及び特定疾患医療受給者証の交付を受けている方

内 容 創作的活動又は生産活動の機会を提供する地域活動支援センターに通所することによって、職業訓練・社会参加及び地域社会との交流の促進
利用者の負担は無料

3 社会福祉協議会事業（障がい者に関わる事業のみ抜粋）

(1) 給食サービス事業

対 象 者 障がい者世帯の方等

内 容 毎日の夕食と週 5 回の昼食（利用者負担半額）

(2) 紙おむつ等購入助成事業

対 象 者 身体障害者手帳の 1・2 級に該当する方等

内 容 紙おむつの購入代金の 2 分の 1 を助成

(3) 福祉機器貸出事業

対 象 者 身体障がい者で介護保険の適用を受けていない方等

内 容 介護用ベッド・エアーマット・車いす・歩行器を貸出

利用者の負担は介護用ベッド 1 ヶ月 500 円、エアーマット・車いす 1 ヶ月 300 円、歩行器 1 ヶ月 200 円

(4) 除雪サービス事業

対 象 者 身体障害者手帳の1・2・3級に該当する世帯等

内 容 おおむね10cm以上の降雪時、緊急時に対応できる程度の生活道路の除雪
利用者の負担は無料

(5) 住宅環境整備事業

対 象 者 障がい者世帯等

内 容 年末の窓拭き・部屋の掃除・蛍光灯の取替等
利用者の負担は無料

(6) 日常生活自立支援事業

対 象 者 障がい者の方等

内 容 登録されている生活指導員が、本人に代わり福祉サービスの利用手続きや
生活費の管理、年金証書などの預かり
利用者の負担は1回1,200円（交通費実費分）

(7) 住民参加型移動支援サービス事業

対 象 者 65歳以上で一人暮らし又は高齢夫婦世帯の方等

※障がいがある方も条件を満たす場合、サービスを利用できます。

内 容 医療機関の受診や入退院の際に、ボランティアが送迎
利用者の負担は大正・更別村100円、帯広市400円、音更町500円

第3章 令和8年度に向けた成果目標に対する取り組み

国の基本指針に定める成果目標を基本としつつ、本村の実態を踏まえて取り組みを展開します。

I 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者が施設を退所し、生活拠点を共同生活援助や下宿などへ移行することで、自らの希望に沿った自分らしい暮らしを送れるよう地域生活への移行を目指します。

II 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神科病院の退院後や通院されている方の就労や社会参加などの地域生活を支援します。（令和3年度調査では、1年以上の長期入院者はいません。）

III 地域生活支援の充実

北海道では、令和8年度までにすべての市町村が地域生活支援拠点を整備するとともに、コーディネーター及び担当者の配置、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを定めました。

本村においては、障がいのある人の自立支援のため、施設や病院からの地域生活移行、親元からの自立や就労支援といった課題に対応し、障がいのある人を地域全体で支えるシステムの実現を進めます。そのため、地域生活支援拠点の整備に向けて、村内事業所及び近隣市町村との協議・調整を行い、一人暮らしのための体験の機会や場の提供、短期入所を活用した緊急時の受け入れ体制の整備を検討します。

IV 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等を通じて、障がい者の福祉施設から一般就労（一般企業への就職、在宅就労）への移行拡大を目指します。

中札内高等養護学校の職場実習の受け入れや、村内就労継続支援B型事業所「ワークセンターふれんず」、また地域にお住まいの方の訓練の機会として、村の軽作業（広報折込や資源ごみ分別、清掃活動等）の機会を確保します。

V 障がい児支援の提供体制の整備

療育に関する体制として、広域で南十勝こども発達支援センターを設置し、ことばの

遅れや社会性の発達など、悩みや課題に対する相談に応じます。

また、「教育支援委員会」において関係機関が連携を図り、特別支援が必要な児童生徒に対して、具体的な対応・対策を進めていきます。

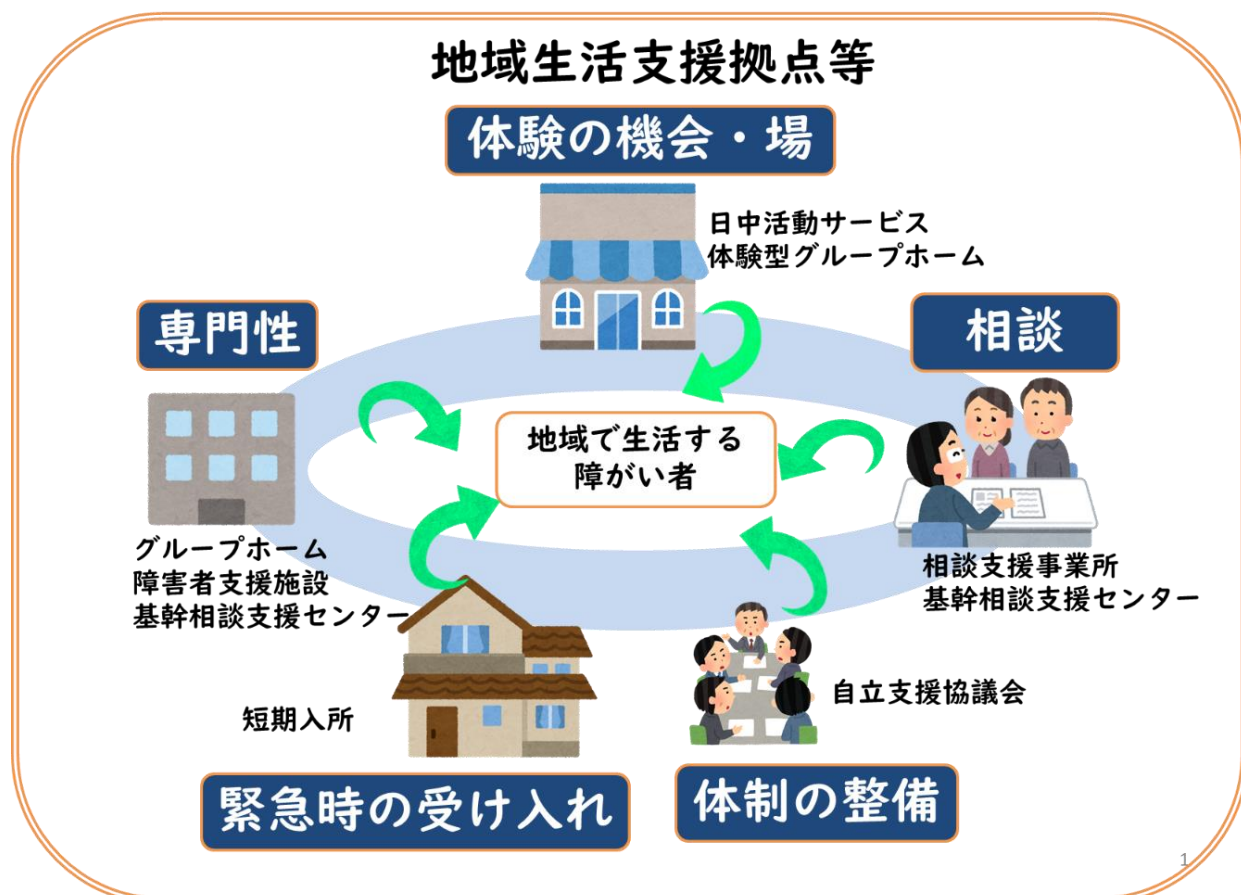
障がい児を対象とした施設利用やサービス提供については、本人及び家族の意向に沿って必要とするサービスへつなげる支援を行います。

VI 相談支援体制の充実・強化等

総合的な相談窓口として「中札内村基幹相談支援センター」を設置し、相談支援専門員を配置します。障害福祉サービスの利用や障がい福祉全般に関する相談の中には、生活で直面する困難や生きづらさなど生活上の複数の課題を抱えているケースがあります。必要な支援が行き届くよう関係機関との連携を強化するとともに、情報収集・提供を行い、相談支援体制の充実・強化を図ります。

VII 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスを利用する方のニーズや特性に応じて、適切なサービスを提供できているか等、事業者等との連携・連絡を図ります。



障害福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

介護給付

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、住宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む)移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避する為に必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は、生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付

自立訓練	自立した日常生活又は、社会生活が出来るよう一定時間、身体機能又は生活能力の向上の為に必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上の為に必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が限定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応える為に、サテライト型住居があります。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

第4章 各種サービスの見込量及び見込量確保のための方策等

障害者総合支援法では、主に自立支援給付[介護給付(介護に係る個別給付)、訓練等給付(訓練に係る個別給付)等]と地域生活支援事業(地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業体系)の2つに編成されています。

本章では、各年度の障害福祉サービス、地域生活支援事業について種類ごとの必要量の見込み及びその見込み量の確保のための方策について整理します。

I 障害福祉サービス

ここでは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、自立生活援助、就労定着支援)のうち、本村で実施が見込まれるサービスについて、居宅介護等の「在宅サービス」、昼間のサービスとしての「日中活動系サービス」、夜間のサービスとしての「居住系サービス」、その他のサービスとして「補装具」の4区分別にサービスの見込量及び見込量の確保のための方策等を整理します。

1 在宅サービス

利用者の実態に合わせた支援を行うため、サービスの提供形態により短時間での集中的なサービス(身体介護・家事援助)を提供します。

(1) 居宅介護

障がい者等の家で、入浴、排せつ及び食事などの介護や調理、洗濯及び掃除などの家事、並びに生活などに関する相談、助言、そのほか生活全般にわたる援助を行うサービスです。

対 象 者 障害支援区分1以上。(ただし、身体介護を伴う通院介助の対象者の判断基準は、障害支援区分2以上であり、障害支援区分の認定調査項目で「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか一つ以上に認定されている方)

(2) 行動援護

重度の知的障がい又は精神障がいにより、行動が著しく困難な障がい者等で常時介護を必要とする方に対して、行動する際の危険を回避するために必要な手助けや、外出時での移動中の介護などを行うサービスです。

対 象 者 障害支援区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上である方。

(3) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

- 対 象 者 ・障害支援区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、認定調査項目の「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外の方
- ・障害支援区分が4以上で、認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方

見 込 量

令和5年度実績値の平均利用時間に基づき、今後の伸びを考慮した利用時間数を見込みます。

訪問系サービスの見込量

(1ヶ月当たり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護(時間)	30	30	30
行動援護(時間)	15	15	15
重度訪問介護(時間)	800	800	800

確保のための方策

令和5年11月末現在、村内の居宅介護のサービス提供事業所は「ヘルパーステーション夢といろ」の1か所となっており、行動援護、重度訪問介護については、帯広の事業所を利用しています。今後も利用希望に対応し、サービス提供事業所との調整などを行います。

(4) 短期入所

障がい者等を介護している家族が、病気などにより介護が困難となったときに、障害者支援施設等への短期間入所により入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を提供するサービスです。家族の介護負担軽減も図ります。

- 対 象 者 ・障害支援区分1以上
- ・障がい児の障がいの程度により厚生労働大臣が定める区分での区分1以上に該当する障がい児

見込量

令和5年11月末までの障害福祉サービスでの短期入所利用はありませんが、不測の事態等を考慮し、利用人数を1名と見込みます。

短期入所の見込量

(1ヶ月当たり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(人)	1	1	1

確保のための方策

村内及び近隣市町村のサービス提供事業所との調整により利用希望に対応します。

2 日中活動系サービス

障害を持つ方が自立した日常生活や社会生活が出来るよう支援したり、また働く場を提供したり、一般就労に向けた支援を行うなど、日中の活動を支援するサービスを提供します。

(1) 生活介護

常時介護が必要な障がいを持つ方に、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動や創作的活動の機会の提供などを行うサービスです。施設入所されている方が日中に利用することの多いサービスです。

対 象 者 常時介護が必要な障がい者で、障害支援区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上、50歳以上の場合は区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上に該当する方

見込量

令和5年11月末の実績を考慮して、利用人数を見込みます。

生活介護の見込量

(1ヶ月当たり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護 利用日数(人)	286(13)	286(13)	286(13)

*1人1か月22日が標準的利用日数となります。

確保のための方策

施設入所者を中心に令和6年度以降も利用者が見込まれることから、サービスの提供体制を確保していきます。

(2) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいを有する障がい者が、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通い、又は居宅を訪問して行われる、入浴、排せつ、及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

対 象 者 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者（具体的には次のような例）

- ① 入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- ② 特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

見 込 量

現在、利用者はいませんが、今後の利用を予測し1名を見込みます。

機能訓練の見込量

(1ヶ月当たり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 利用日数(人)	1(1)	1(1)	1(1)

確保のための方策

現在、利用者はいませんが、今後の利用増を想定して近隣市町村でサービスが確保できるよう、情報収集等の準備をしていきます。

(3) 就労移行支援

企業等での一般就労を希望する障がい者に対して、必要な知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、一人ひとりの適性に合った職場で仕事につけるよう支援を実施するサービスです。利用期間は2年間です。

対 象 者 65歳未満で、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上、企業等との調整を行うことにより、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる方（企業等への就労を希望する方、技術を習得し在宅で就労・起業を希望する方）

見 込 量

令和5年11月末の施設の利用人数をもとに、就労移行支援の対象者と見込まれる方の人数と、平均利用日数（22日と想定）を乗じて見込みます。

就労移行支援の見込量

(1ヶ月当たり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援 利用日数(人)	22(1)	22(1)	22(1)

確保のための方策

村内に就労移行支援事業所がないため、近隣市町村にあるサービスを利用します。

(4) 就労継続支援（A型）

一般企業等での雇用が困難な方などに就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能な方の支援を実施するサービスです。

村内事業所の状況

事業所名	入所定員(人)	運営主体
就労継続支援A型事業所かしわ	20	株式会社かがやき

(令和5年11月末現在)

対 象 者 企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方（利用開始時65歳未満の方）

見 込 量

令和5年11月末の実績を考慮した人数に、平均利用日数（22日と想定）を乗じて見込みます。

就労継続支援(A型)の見込量

(1ヶ月当たり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援【A型】 利用日数(人)	176(8)	176(8)	176(8)

確保のための方策

現在利用されている8人は、村内の事業所へ通所しています。今後も利用者が見込まれることから、村外も含めてサービス事業者と連携し支援できる提供体制を整えていきます。

(5) 就労継続支援 (B型)

一般企業等での雇用が困難な方や一定年齢に達している方などに、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図るための支援を実施するサービスです。

村内事業所の状況

事業所名	入所定員(人)	運営主体
ワークセンターふれんず	20	社会福祉法人ポロシリ福祉会

(令和5年11月末現在)

対 象 者 就労等の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待される方で、次の①～③に該当する方

- ① 就労の経験がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- ② 就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方
- ③ 上記①②に該当しない方で、50歳に達している方又は障害基礎年金1級受給者

見 込 量

令和5年11月末の状況を考慮した人数に、平均利用日数（約13日と想定）を乗じて見込みます。

就労継続支援(B型)の見込量

(1ヶ月当たり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援【B型】利用日数(人)	170(13)	170(13)	170(13)

確保のための方策

今後も利用者が見込まれることから、サービス事業者と連携し支援できる提供体制を整えていきます。

(6) 障がい児支援

障がい児を対象とした施設事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者総合支援法（児童デイサービス、重症心身障害児通園事業）に基づき実施されています。

発達の遅れに対する早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備など、障がい児支援の充実を図ります。

見 込 量

令和5年11月末の実績を考慮した人数に、平均支給日数（15日と想定）を乗じて見込みます。

障がい児支援の見込量

(1ヶ月当たり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援 利用日数(人)	15(1)	15(1)	15(1)
放課後等デイサービス 利用日数(人)	30(2)	60(4)	75(5)

確保のための方策

今後も利用者が見込まれることから、サービス事業者と連携し支援できる提供体制を整えていきます。

市町村・都道府県における障がい児を対象としたサービス

市町村

障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の為の訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

都道府県

障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は、医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

3 居住系サービス

日中に就労又は就労継続支援などのサービスを利用している障がい者に、地域での生活をする住居で、日常生活上の相談、介護などのサービスを提供する場としての共同生活援助に加え、介護が必要な方を対象にした入所施設を整備します。

(1) 共同生活援助

地域で共同生活を営むことに支障のない障がい者につき、主として夜間、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

対 象 者 障害のある方（身体障がい者にあつては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）

見 込 量

令和5年11月末の利用人数と近年の伸びを考慮して見込みます。

共同生活援助の見込量

(1ヶ月当たり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助(人)	9	10	11

確保のための方策

令和5年11月末現在、サービス提供事業所は村内に3か所があります。村内の事業所は基本的に社会福祉法人ポロシリ福祉会の施設入所者が地域に移行する際に利用しているため、村内にお住まいの方が共同生活援助を利用される際は、近隣市町村の事業所などとも調整を図ります。

(2) 施設入所支援

施設に入所する障がい者を対象として、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

- 対 象 者 ・生活介護利用者のうち障害支援区分4以上。(50歳以上の場合は区分3以上。)
- ・自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所しながら訓練などを実施することが必要で、効果的であると認められる方、又は地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方など。

見 込 量

令和5年11月末の施設入所人数を基に、入所者個々の状況を考慮して見込みます。

施設入所支援の見込量

(1ヶ月当たり)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援(人)	8	8	7

確保のための方策

利用希望者が出た場合は、村内や近隣市町村の施設をはじめ、必要に応じて道内各地の施設と調整をし、入所先を確保します。

4 補装具

補装具を必要とされる方が適切な補装具を利用できるよう助言を行い、製作者者を選定するにあたって必要となる情報の提供等に努めます。

定 義

補装具は障害者総合支援法第5条第19項に定められており、障がい者等の身体機能を補完し又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの等で、義肢・装具・車いす、その他厚生労働大臣が定めるものとされていますが、以下の3つの要件をすべて満たすものとなります。

- ①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの。
- ②身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの。
- ③給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの。

支給の仕組み

補装具費の支給については、障害福祉サービスでの介護給付費等や自立支援医療費等とは別に、障がい者又は障がい児の保護者が村に申請を行い、村が申請された障がい者等の障がいの状態等からみて補装具が必要と認められる場合に、補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行います。

その際、利用者の費用負担が一時的に大きくならないよう、代理受領方式（利用者は事業者利用者負担額のみを支払う方式）も可能となっています。

利用者負担

原則的に利用者負担は1割となりますが、負担が増え過ぎないように上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。

また、一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最も高額な方の納税額が46万円以上の場合）には支給の対象となりません。

Ⅱ 地域生活支援事業

地域の実情や利用者の特性に応じて、市町村の考え方により柔軟に実施されることが望ましい事業として法律で定められたのが、「地域生活支援事業」です。事業を実施するのは市町村で、実施の形態は「実施主体が直接実施」、「複数の市町村が連携して広域的に実施」、「事業の全部又は一部を団体等に委託して実施」、「社会福祉法人等が行う事業に対して補助する事業」が可能となっているほか、都道府県が地域の実情を勘案して市町村に代わって一部を実施することも可能となっています。財源については、自立支援給付とは異なり、多くのことが市町村の考え方に委ねられていることから、国が各年度の市町村ごとの配分額を定める統合補助金（2分の1以内）、都道府県による補助金（4分の1以内）となっています。

ここでは、市町村が必ず行わなければならない義務的な事業（必須事業）と、市町村が行うことができる事業（その他の事業）に分けて、サービスの見込量及び見込量確保のための方策などを整理します。

1 必須事業

(1) 相談支援

すべての障がいのある人を対象としたワンストップでの相談支援を実現するため、保健師や教育関係者と連携をしながら、幼少期、学齢期からの地域生活支援体制づくりを進めるとともに、中札内村自立支援協議会の機能強化を図り、地域における関係機関のネットワークの充実を図ります。

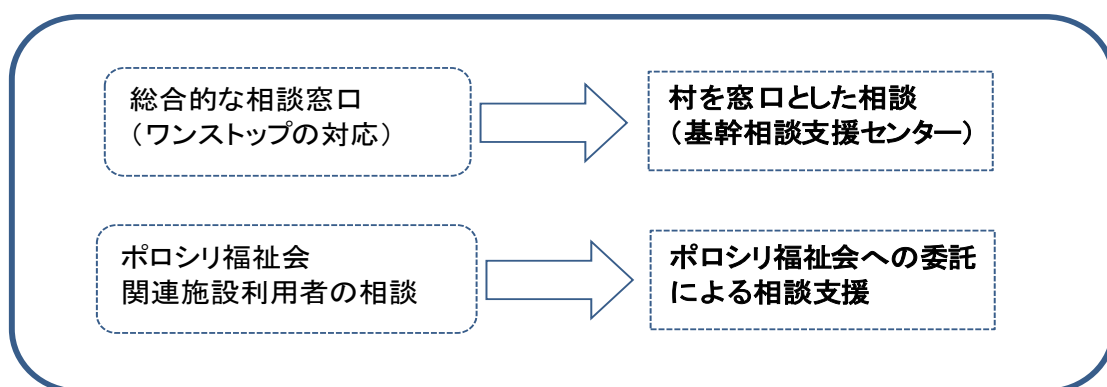
また、必須事業として総合的な相談支援や障がい者等の権利擁護のための援助を行うほか、道が専門・広域的な支援を行います。

相談支援体制

村では、総合的な相談窓口として「中札内村基幹相談支援センター」を運営しています。引き続き十分な相談対応ができるよう人員の適正な配置を進めるとともに、研修等を活用し、相談支援体制の強化・充実を図ります。また、村民の方に相談先として認知していただけるよう、広報等を活用し、広く周知していきます。

社会福祉法人ポロシリ福祉会の関連施設利用者の相談については、同法人の指定事業者への委託により対応します。

地域生活支援事業による中札内村の相談支援事業



《障がい者相談支援事業》

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

- 内 容
- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
 - ・社会資源を活用するための助言・指導等
 - ・権利擁護に必要な援助
 - ・その他必要な相談支援

（２）成年後見制度利用支援

判断能力が十分でない人の財産などの権利を守る制度であり、審判の請求費用、成年後見人の報酬等必要となる費用を負担することが困難である者に対して助成を行います。

（３）コミュニケーション支援

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思を伝えることに支障がある障がい者等に、手話通訳などの方法で、障がい者等の意思を他の人に伝える仲介をする手話通訳者などを派遣します。また、話されている内容を要約して文字として伝える「要約筆記派遣」についてもコミュニケーション支援として必要に応じて対応します。

対 象 者 聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思を伝えることに支障がある障がい者等。

内 容 手話通訳者を派遣する事業。

見 込 量

令和５年度中のサービス利用の実績はありませんが、今後見込まれる件数を計上します。

コミュニケーション支援の見込量

(年間件数)

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込 箇所数	利用見込 件数	実施見込 箇所数	利用見込 件数	実施見込 箇所数	利用見込 件数
コミュニケーション支援		1		1		1

確保のための方策

手話通訳が必要な場合は、北海道ろうあ連盟に委託し、要約筆記が必要な場合は、帯広市の団体に事業を委託します。

(4) 日常生活用具給付等

重度の障がい者等に、日常生活用具を給付又は貸与することにより日常生活の支援を行います。

対 象 者 重度の身体障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい者で、日常生活用具を必要とする方

内 容 点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ(一本つえのみ)・収尿器・ストマ用装具

見 込 量

令和5年11月末の給付件数を実績に基づき、件数を見込みます。

日常生活用具給付等の見込量

(年間件数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	給付等見込件数	給付等見込件数	給付等見込件数
訓練支援用具	0	0	0
自立生活支援用具	1	1	1
在宅療養等支援用具	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	0	0	0
排せつ管理支援用具	50	50	50
在宅改修費	0	0	0

確保のための方策

今後も利用者の実態に合わせて、サービスを提供します。

(5) 移動支援

屋外での移動が困難又は支障のある障がい者等に、外出及び余暇活動などの社会参加のための移動を支援します。

対 象 者 障がい者等で、村が外出時に移動の支援が必要と認めた方

内 容 ①個別支援型…個別支援が必要な方に対するマンツーマン(1対1)による支援。

②グループ支援型…複数の障がい者等への同時支援。

見 込 量

令和5年度中のサービス利用の実績はありませんが、今後見込まれる人数として計上します。

移動支援の見込量

(年間件数)

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利 用 見込者数	延べ利用 見込時間数	利 用 見込者数	延べ利用 見込時間数	利 用 見込者数	延べ利用 見込時間数
移動支援	1	15	1	15	1	15

確保のための方策

今後も利用者の実態に合わせて、村内又は村外の事業所に委託しサービスを提供します。

(6) 地域活動支援センター

障がい者等に、通所で創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを地域の実情に応じて実施することにより、障がい者等への地域生活支援を行います。

内 容 ・基礎的事業（利用者に創作活動、生産活動の機会の提供など地域の実情に応じた支援）

・基礎的事業に加え、本事業の機能強化を図るため「地域活動支援センターⅡ型」又は「地域活動支援センターⅢ型」の事業実施。

※事業（本事業は第二種社会福祉事業）の実施者は法人格が必要となります。

見 込 量

障がい者等の日中における活動の場として、「事業所へ通所される方」、「一般就労へ移行される方」、「創作的活動やサロンの利用をされる方」が見込まれます。村内にはサービス提供事業所がなく、帯広市の事業所を広域利用しています。

令和5年11月末の利用者は1名で、今後利用者の増加を見込んでいます。

地域活動支援センターの見込量

(年間数)

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込 箇所数	利用見込 人数	実施見込 箇所数	利用見込 人数	実施見込 箇所数	利用見込 人数
地域活動支援センター	2	2	2	2	2	2

確保のための方策

村内に事業所がないため、利用希望に合わせて、近郊市町村の事業所と連絡調整を行っていきます。

（７）理解促進研修・啓発事業

障がいに関する理解を深める研修や啓発活動を行います。また、障がいのある人を支援する団体と連携して地域の実態、要望に応じて必要な事業を検討します。

（８）自発的活動支援

障がいのある人、家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

2 その他の事業

（１）日中一時支援事業

日中において、障がい者の介護を行う方が、病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に事業所での見守りや活動の場を提供するほか、その他必要な日常生活の支援を行います。

対 象 者 日中見守りをする方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と村が認めた障がい者等。

内 容 ・日中、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設などで、障がい者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などの支援。
・送迎サービスその他の支援。

見 込 量

令和５年１１月末の日中一時支援事業の利用実績を基に、利用人数を見込みます。

日中一時支援事業の見込量

(１ヶ月当たり)

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込 箇所数	利用見込 人数	実施見込 箇所数	利用見込 人数	実施見込 箇所数	利用見込 人数
日中一時支援事業	2	2	2	2	3	3

確保のための方策

現在、中札内村の方が利用している事業所は、２か所（帯広市、音更町）ですが、利用者のニーズに合わせサービスを提供する事業所を確保していきます。

Ⅲ 村の施設入所者への支援体制の整備

本村には、障害者支援施設がありますが、今後の支援計画については運営している社会福祉法人ポロシリ福祉会と協議しながら、支援体制の整備に取り組めます。障害者支援施設中札内のぞみ園、中札内みのり園については施設老朽化が進んでおり、施設の構造等も現在のサービス提供に合わせて改築等をしていく必要性があります。この点についても、今後協議をして進めていきます。

サービス見込み量の総括

障害福祉サービス

サービス種別		単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
在宅 サービス	居宅介護	時間/月	30	30	30
	行動援護		15	15	15
	重度訪問介護		800	800	800
	短期入所	人	1	1	1
日中活動系 サービス	生活介護	日/月(人)	286(13)	286(13)	286(13)
	自立訓練(生活訓練)	日/月(人)	1(1)	1(1)	1(1)
	就労移行支援	日/月(人)	22(1)	22(1)	22(1)
	就労継続支援(A 型)	日/月(人)	176(8)	176(8)	176(8)
	就労継続支援(B 型)	日/月(人)	170(13)	170(13)	170(13)
	児童発達支援	日/月(人)	15(1)	15(1)	15(1)
	放課後等デイサービス	日/月(人)	30(2)	60(4)	75(5)
居住系 サービス	共同生活援助	人	9	10	11
	施設入所支援	人	8	8	7

地域生活支援事業

地域生活支援事業

	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	実施見込 箇所数	利用見込 人数	実施見込 箇所数	利用見込 人数	実施見込 箇所数	利用見込 人数
コミュニケーション支援事業		1		1		1
地域活動支援センター	1	1	2	2	2	2

	給付等見込件数	給付等見込件数	給付等見込件数
日常生活用具給付等事業	51	51	51
介護・訓練支援用具	0	0	0
自立生活生活支援用具	1	1	1
在宅療養等支援用具	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	0	0	0
排せつ管理支援用具	50	50	50
在宅改修費	0	0	0

	実施見込 箇所数	利用見込 時間数	実施見込 箇所数	利用見込 時間数	実施見込 箇所数	利用見込 時間数
移動支援事業	1	15	1	15	1	15

中札内村自立支援協議会委員名簿(敬称略)

(委員の任期:令和4年4月1日～令和7年3月31日)

委員氏名	役職名	備考
中川 雅人	会長	教育関係者
穴戸 純	副会長	教育関係者
田代 佳子	委員	教育関係者
加藤 進	委員	社会福祉協議会
坂村 加代子	委員	障害福祉サービス事業関係者
広島 啓一	委員	障害福祉サービス事業関係者
鷺野 鈴子	委員	一般村民・公募委員
濱 弥江	委員	一般村民・公募委員
保坂 裕子	委員	一般村民・公募委員
渡部 弘正	委員	一般村民・公募委員

中札内村障がい福祉計画（第 7 期）

令和 6 年 3 月 発行

発 行 中札内村

編 集 中札内村福祉課福祉グループ

（中札内村老人保健福祉センター内）

〒 0 8 9 - 1 3 3 2

河西郡中札内村西 2 条南 2 丁目 2 番地

電話 0 1 5 5 - 6 7 - 2 3 2 1
